

認定看護師教育基準カリキュラム

(特定行為研修を組み込んでいる教育課程:B課程教育機関)

分野:糖尿病看護

平成 31 年 3 月作成

令和 3 年 3 月改正(共通科目及び特定行為研修区分別科目のみ)

令和 4 年 1 月下線部修正・追記(共通科目のみ)

(目的)

1. 糖尿病看護分野において、個人、家族及び集団に対して、高い臨床推論力と病態判断力に基づき、熟練した看護技術及び知識を用いて水準の高い看護を実践できる能力を育成する。
2. 糖尿病看護分野において、看護実践を通して看護職に対し指導を行える能力を育成する。
3. 糖尿病看護分野において、看護職等に対しコンサルテーションを行える能力を育成する。
4. 糖尿病看護分野において、多職種と協働しチーム医療のキーパーソンとしての役割を果たせる能力を育成する。

(期待される能力)

1. 高い臨床推論力と病態判断力に基づき、糖尿病患者の病期に応じた QOL の維持にむけた援助ができる。
2. 身体・心理・社会的側面から患者を包括的に捉え、生涯を見据えた目標を設定し、問題解決のための援助ができる。
3. 高い臨床推論力と病態判断力に基づき、病状に応じた血糖パターンマネジメント技術やフットケア技術が実践できる。
4. 高い臨床推論力と病態判断力に基づき、病期に応じた透析予防のための援助が実践できる。
5. 糖尿病患者及び家族や重要他者あるいは集団に対して、病状に応じて必要な指導・教育の計画・実施・評価ができる。
6. 糖尿病患者・家族の権利を擁護し、自己決定を尊重した看護を実践できる。
7. 糖尿病看護の実践を通して役割モデルを示し、看護職への指導を行うことができる。
8. 糖尿病看護の分野において看護職等からの相談に対して、コンサルテーションを行うことができる。
9. より質の高い医療を推進するため、自施設及び地域の多職種と協働し、チーム医療のキーパーソンとして役割を果たすことができる。

(コアとなる知識・技術)

1. 血糖パターンマネジメントに関する知識・技術
2. 予防的フットケアに関する知識・技術
3. 糖尿病透析予防に関する知識・技術
4. 身体所見から病態を判断し、インスリンの投与量の調整ができる知識・技術

教科目一覧

科目名	教科目名	時間数*		
共通科目	1. 臨床病態生理学	40	380	
	2. 臨床推論	45		
	3. 臨床推論:医療面接	15		
	4. フィジカルアセスメント:基礎	30		
	5. フィジカルアセスメント:応用	30		
	6. 臨床薬理学:薬物動態	15		
	7. 臨床薬理学:薬理作用	15		
	8. 臨床薬理学:薬物治療・管理	30		
	9. 疾病・臨床病態概論	40		
	10. 疾病・臨床病態概論:状況別	15		
	11. 医療安全学:医療倫理	15		
	12. 医療安全学:医療安全管理	15		
	13. チーム医療論(特定行為実践)	15		
	14. 特定行為実践	15		
	15. 指導	15		
	16. 相談	15		
	17. 看護管理	15		
専門科目	認定看護分野専門科目	1. 糖尿病看護概論	15	210
	2. 糖尿病の病態及び糖尿病合併症の病態・治療	45		
	3. 糖尿病患者の理解(ライフステージ)	15		
	4. 糖尿病患者及び家族・重要他者への援助方法	30		
	5. 糖尿病の治療法と生活調整・療養支援 I	30		
	6. 糖尿病の治療法と生活調整・療養支援 II	15		
	7. 糖尿病合併症の病期及び併存疾患に応じた生活調整・療養支援	30		
	8. 血糖パターンマネジメント	15		
	9. フットケア技術	15		
特定行為研修区別科目	1. 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	22	44	
	2. 血糖コントロールに係る薬剤投与関連	22		
演習・実習	統合演習	15	165	
	臨地実習	150		
		合計時間数	799	

*認定看護師教育基準カリキュラムでは45分を1時間とみなす「みなし時間」を適用している。特定行為研修は60分を1時間とする「実時間」を適用しているが、該当教科目の時間数は全て「みなし時間」で設定し表記している。

■共通科目

教科目	ねらい	単元 (ゴシック体:特定行為研修 共通科目 【学ぶべき事項】に記載の学習内容)	授業形態 ^{※1} 評価方法 ^{※2}	時間数
1.臨床病態生理学	1) 臨床解剖学・臨床病理学・臨床生理学を学び、病態生理学的変化を判断するための知識を習得する。 2) 演習を通し、病態生理学的変化を判断するための知識を深める。	臨床解剖学、臨床病理学、臨床生理学を学ぶ 1) 臨床解剖学 2) 臨床病理学 3) 臨床生理学	[授業形態] 講義及び演習 [評価方法] 筆記試験	40
2.臨床推論	1) 症候学、臨床検査・画像検査、臨床疫学を学び、演習を通して臨床推論に必要な知識を習得する。	臨床診断学、臨床検査学、症候学、臨床疫学を学ぶ 1) 診療のプロセス 2) 臨床推論(症候学を含む)の理論と演習 3) 各種臨床検査の理論と演習 心電図/血液検査/尿検査/ 病理検査/微生物学検査/ 生理機能検査/その他の検査 4) 画像検査の理論と演習 放射線の影響/単純エックス線検査/超音波検査/CT・MRI/ その他の画像検査 5) 臨床疫学の理論と演習	[授業形態] 講義及び演習 [評価方法] 筆記試験	45
3.臨床推論: 医療面接	1) 医療面接の理論と演習・実習を通して、症状の変化に対応し、身体所見・検査所見から病態を把握する臨床推論のプロセスを理解する。	1) 医療面接の理論と演習・実習	[授業形態] 講義、演習及び実習(医療面接) [評価方法] 筆記試験及び各種実習の観察評価	15
4.フィジカル アセスメント: 基礎	1) 身体診察の基本手技を理解し、実践できる。	身体診察・診断学(演習含む)を学ぶ 1) 身体診察基本手技の理論と演習・実習 2) 部位別身体診察手技と所見の理論と演習・実習 全身状態とバイタルサイン/頭頸部/ 胸部/腹部/四肢・脊柱/ 泌尿・生殖器/乳房・リンパ節/ 神経系	[授業形態] 講義、演習及び実習(身体診察手技) [評価方法] 筆記試験及び各種実習の観察評価	30
5.フィジカル アセスメント: 応用	1) 小児・高齢者の特徴をとらえたフィジカルアセスメントを理解し、実践できる。 2) 救急医療・在宅医療等の状況に応じたフィジカルアセスメントを理解し、実践できる。	1) 身体診察の年齢による変化 小児/高齢者 2) 状況に応じた身体診察 救急医療/在宅医療	[授業形態] 講義及び演習 [評価方法] 筆記試験	30

教科目	ねらい	単元 (ゴシック体:特定行為研修 共通科目 【学ぶべき事項】に記載の学習内容)	授業形態 ^{※1} 評価方法 ^{※2}	時間数
6.臨床薬理学: 薬物動態	1)安全確実な薬剤投与を行うため、薬物動態について理解する。	薬剤学、薬理学を学ぶ 1)薬物動態の理論と演習 ※年齢による特性(小児/高齢者)を含む	[授業形態] 講義及び演習(事例を用いた検討を含む) [評価方法] 筆記試験	15
7.臨床薬理学: 薬理作用	1)安全確実な薬剤投与を行うため、薬物動態を踏まえた薬物の作用機序と、主要薬物の薬理作用・副作用について理解する。	1)主要薬物の薬理作用・副作用の理論と演習 ※年齢による特性(小児/高齢者)を含む	[授業形態] 講義及び演習(事例を用いた検討を含む) [評価方法] 筆記試験	15
8.臨床薬理学: 薬物治療・管理	1)安全確実な薬剤投与・管理を行うため、主要薬物の相互作用、主要薬物の安全管理・処方について理解する。	1)主要薬物の相互作用の理論と演習 2)主要薬物の安全管理と処方と演習 ※年齢による特性(小児/高齢者)を含む	[授業形態] 講義及び演習(事例を用いた検討を含む) [評価方法] 筆記試験	30
9.疾病・臨床病態 概論	1)主要疾患の病態と臨床診断・治療を理解する。	主要疾患の臨床診断・治療を学ぶ 1)主要疾患の病態と臨床診断・治療の概論 循環器系/呼吸器系/消化器系/ 腎泌尿器系/内分泌・代謝系/ 免疫・膠原病系/血液・リンパ系/ 神経系/小児科/産婦人科/精神系/ 運動器系/感覚器系/感染症/ 悪性腫瘍/その他	[授業形態] 講義及び演習 [評価方法] 筆記試験	40
10.疾病・臨床病態 概論:状況別	1)状況に応じた臨床診断・治療(救急医療、在宅医療等)を理解する。	状況に応じた(あらゆる年齢・対象を含む)臨床診断・治療を学ぶ 1)救急医療の臨床診断・治療の特性と演習 2)在宅医療の臨床診断・治療の特性と演習	[授業形態] 講義及び演習 [評価方法] 筆記試験	15
11.医療安全学: 医療倫理	1)実践の場において、対象の人権擁護・知る権利・自律性(自己決定)を尊重した看護を提供するため、医療倫理についての理解を深め、実践活動にどのように反映できるか考察する。	特定行為の実践におけるアセスメント、仮説検証、意思決定、検査・診断過程(理論、演習・実習)を学ぶ中で以下の内容を統合して学ぶ 1)特定行為実践に関連する医療倫理	[授業形態] 講義及び演習 [評価方法] 筆記試験	15

教科目	ねらい	単元 (ゴシック体:特定行為研修 共通科目 【学すべき事項】に記載の学習内容)	授業形態 ^{※1} 評価方法 ^{※2}	時間数
12.医療安全学: 医療安全管理	1) 医療現場における安全管理をめぐり取り組みの経緯、医療事故発生のメカニズムについて理解する。また、実践の場において、看護職者及び他職種との連携を図り、医療事故を防止するための情報収集・分析・対策立案・評価・フィードバックを実践する能力を習得する。 2) 提供するケアの質保証について理解する。	特定行為の実践におけるアセスメント、仮説検証、意思決定、検査・診断過程(理論、演習・実習)を学ぶ中で以下の内容を統合して学ぶ 1) 特定行為実践に関連する医療管理、医療安全、ケアの質保証(Quality Care Assurance)を学ぶ ①医療管理 ②医療安全 ③ケアの質保証	[授業形態] 講義、演習及び実習(医療安全)★ [評価方法] 筆記試験及び各種実習の観察評価	15
13.チーム医療論 (特定行為実践)	1) 質の高い医療・看護の効果的・効率的な提供に向けたチーム医療の推進について考察する。また、多職種協働の課題及び集団や組織の目標・課題を達成する上で必要なリーダーシップについて理解する。	特定行為の実践におけるアセスメント、仮説検証、意思決定、検査・診断過程(理論、演習・実習)を学ぶ中で以下の内容を統合して学ぶ 1) 特定行為研修を修了した看護師のチーム医療における役割発揮のための多職種協働実践(Inter Professional Work(IPW))(他職種との事例検討等の演習を含む)を学ぶ ①チーム医療の理論と演習 ②チーム医療の事例検討 ③コンサルテーションの方法 ④多職種協働の課題	[授業形態] 講義、演習及び実習(チーム医療)★ [評価方法] 筆記試験及び各種実習の観察評価	15
14.特定行為実践	1) 特定行為実践のための関係法規を理解する。特定行為の実践に向け、根拠に基づいた手順書を医師、歯科医師等とともに作成し、実践後に再評価するプロセスについて理解する。また、特定行為の実践におけるアセスメント、仮説検証、意思決定、検査・診断過程を理解する。	特定行為の実践におけるアセスメント、仮説検証、意思決定、検査・診断過程(理論、演習・実習)を学ぶ中で以下の内容を統合して学ぶ 1) 特定行為実践のための関連法規、意思決定支援を学ぶ ①特定行為関連法規 ②特定行為実践に関連する患者への説明と意思決定支援の理論と演習 2) 根拠に基づいて手順書を医師、歯科医師等とともに作成し、実践後、手順書を評価し、見直すプロセスについて学ぶ ①手順書の位置づけ ②手順書の作成演習 ③手順書の評価と改良	[授業形態] 講義及び演習 [評価方法] 筆記試験	15

★「12.医療安全学:医療安全管理」と「13.チーム医療論(特定行為実践)」の実習は、医療安全及びチーム医療の実習について、いずれか一方又は両方を行うものとする。

教科目	ねらい	単元 (ゴシック体:特定行為研修 共通科目 【学ぶべき事項】に記載の学習内容)	授業形態 ^{※1} 評価方法 ^{※2}	時間数
15.指導	1) 組織内外の看護職者に対して、実践を通して知識・技術を共有し、相手の能力を高めるための指導能力を習得する。	1) 生涯教育と生涯学習 2) 成人学習者への教育 3) 教材観(主題観)、対象者観、指導観 4) 学習指導案の作成・発表	[授業形態] 講義及び演習 [評価方法] 筆記試験・レポート、実技試験等による評価のいずれでもよい。	15
16.相談	1) 対象及び組織内外の看護職者や他職種などに対してコンサルテーションを行う際の知識や方法論について習得する。さらに、自らの役割と能力を超える看護が求められる場合には、自ら支援や指導を受けることの重要性について理解する。	1) コンサルテーションの概念 2) コンサルテーションの方法 3) コンサルテーションの実際	[授業形態] 講義及び演習 [評価方法] 筆記試験・レポート、実技試験等による評価のいずれでもよい。	15
17.看護管理	1) 看護専門職として必要な看護管理に関する基本的知識・技術を理解し、実践の場において質の高い看護サービスを効果的・効率的に提供するための戦略や実践のアウトカム評価について検討する。	1) ヘルスケアシステムの構造と現状 2) 看護サービスの質管理 3) 組織における認定看護師の位置づけと役割の明確化 4) 看護実践のアウトカム評価	[授業形態] 講義及び演習 [評価方法] 筆記試験・レポート等による評価のいずれでもよい。	15

※1 「演習」：講義で学んだ内容を基礎として、少人数に分かれて指導者のもとで、議論や発表を行う形式の授業をいうこと。症例検討やペーパーシミュレーション等が含まれること。

「実習」：講義や演習で学んだ内容を基礎として、少人数に分かれて指導者のもとで、主に実技を中心に学ぶ形式の授業をいうこと。実習室（学生同士が患者役になるロールプレイや模型・シミュレーターを用いて行う場）や、医療現場（病棟、外来、在宅等）で行われること。ただし、単に医療現場にいるだけでは、実習として認められないこと。

※2 全ての共通科目（「指導」「相談」「看護管理」を除く）において筆記試験を行うとともに、実習を行う科目については構造化された評価表を用いた観察評価を行うものとする。

上記は「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について（令和元年5月7日付け医政発 0507 第7号厚生労働省医政局通知）より引用。特定行為研修の詳細については厚生労働省のホームページで確認のこと。

■専門科目・統合演習・臨地実習

教 科 目		教科目のねらい	単元・学習内容 片括弧は単元、両括弧以下は学習内容を示す	時間数
認定看護分野専門科目	1.糖尿病看護概論	1) 糖尿病医療の現状と課題を把握し、糖尿病看護認定看護師の役割を理解できる。	1) 糖尿病を取り巻く環境 (1) 糖尿病を取り巻く社会状況の変化 (2) 糖尿病の医療政策(特定健康診査・特定保健指導を含む) 2) 糖尿病看護とは 3) 糖尿病看護の専門性と役割 4) 糖尿病看護認定看護師に期待される能力 5) 糖尿病領域における医療とケア (1) 地域包括ケアシステム (2) 糖尿病患者の生活の場と特徴 (3) 在宅看護の実際 (4) 在宅との連携と課題 (5) 災害時の対応	15
	2.糖尿病の病態及び糖尿病合併症の病態・治療	1) 糖代謝調節機能と糖尿病の成因及び病態を理解できる。 2) 糖尿病の合併症の病態と治療を理解できる。	1) 糖尿病の診断と検査及び治療目標(高齢者糖尿病の血糖コントロール目標を含む) 2) 糖尿病の成因と病態 (1) 1型糖尿病 (2) 2型糖尿病 (3) その他の糖尿病 (4) 妊娠糖尿病 (5) 糖尿病合併妊娠 3) 糖代謝調節機能にもたらす影響 (1) 脂質代謝 (2) 血圧 (3) 動脈硬化 (4) 消化器疾患 (5) 化学療法・ステロイド療法 (6) 周手術期 (7) 感染症 4) 慢性合併症の病態及び治療 (1) 糖尿病網膜症 (2) 糖尿病腎症 (3) 糖尿病神経障害 (4) 大血管障害(心血管系・脳血管系) (5) 糖尿病足病変 5) 急性合併症の病態及び治療 (1) 糖尿病ケトアシドーシス (2) 高血糖高浸透圧症候群 (3) 低血糖	45

教 科 目		教科目のねらい	単元・学習内容 片括弧は単元、両括弧以下は学習内容を示す	時間数
認定看護分野専門科目	3.糖尿病患者の理解 (ライフステージ)	1) 糖尿病患者のライフステージ、身体・心理・社会的特徴について理解できる。	1) 各ライフステージにおける糖尿病患者の身体・心理・社会的特徴(発達課題) (1) 小児期(乳幼児期/学童期/思春期) (2) 成人期(青年期/壮年期/中年期/向老期) (3) 老年期 (4) 妊娠期	15
	4.糖尿病患者及び家族・重要他者への援助方法	1) セルフケアの概念を理解できる。 2) 糖尿病患者及び家族・重要他者のセルフケアを支援するための理論や技術を理解できる。 3) 糖尿病領域における倫理的課題について理解できる。 4) 糖尿病患者及び家族・重要他者に対する自己決定の支援について理解できる。	1) セルフケアとは 2) セルフケア支援に役立つ理論・モデル (1) 学習理論・教授法 (2) 病みの軌跡理論 (3) 健康信念モデル (4) 自己効力理論 (5) エンパワメントモデル (6) 変化ステージモデル (7) 危機理論 (8) ストレスコーピング理論 3) 患者面接技法 (1) 面接技法とは (2) 患者の状況に応じた面接技法 4) 家族・重要他者への支援 (1) 家族・重要他者の理解 (2) 家族・重要他者へのアセスメントと介入 5) 糖尿病領域における倫理的問題と課題 (1) 糖尿病領域で起こりやすい倫理的問題 (2) 倫理的問題に対する自己実践の振り返り 6) 自己決定への支援(看護倫理を踏まえたうえで事例について検討する)	30

教 科 目		教科目のねらい	単元・学習内容 片括弧は単元、両括弧以下は学習内容を示す	時間数
認定看護分野専門科目	5.糖尿病の治療法と生活調整・療養支援Ⅰ	<p>1) 食事療法、運動療法及びセルフモニタリングを理解できる。</p> <p>2) 食事療法、運動療法時の生活調整・療養支援について理解できる。</p>	<p>1) 食事療法</p> <p>(1) 食事が糖代謝に与える影響</p> <p>(2) 糖尿病の食事療法</p> <p>① 指示カロリーの意義</p> <p>② 食品交換表の意義と活用方法</p> <p>③ 食品交換表以外の食事指導ツール (カーボカウントを含む)</p> <p>④ 食生活の把握及びアセスメント</p> <p>・毎日の食事(外食・中食・宅配食など)</p> <p>・間食(菓子類・清涼飲料水など)</p> <p>・アルコール</p> <p>(3) 食事に関する生活調整・療養支援</p> <p>① 各ライフステージにおける生活調整への援助</p> <p>② ライフイベント時の生活調整への援助 (冠婚葬祭・旅行・家族構成の変化など)</p> <p>③ 仕事・家庭での生活調整への援助</p> <p>(4) 糖尿病腎症の食事療法</p> <p>① 食事療法の変化</p> <p>② 食事療法の変化に対する生活調整への援助</p> <p>2) 運動療法</p> <p>(1) 運動が糖代謝に与える影響</p> <p>(2) 糖尿病と運動療法</p> <p>① 運動による効果</p> <p>・糖・脂質代謝(動脈硬化の予防)に対する効果</p> <p>・QOL 向上への効果</p> <p>・効果的な運動</p> <p>② 日常生活の活動・運動状況の把握及びアセスメント</p> <p>(3) 運動に関する生活調整・療養支援</p> <p>① 各ライフステージにおける生活調整への援助</p> <p>② 仕事・家庭での生活調整への援助</p> <p>③ 運動療法が困難な状況にある患者の生活調整への援助</p> <p>④ 合併症を持つ患者の生活調整への援助</p> <p>3) セルフモニタリング</p> <p>(1) セルフモニタリングとは</p> <p>(2) セルフモニタリングと血糖パターンマネジメント</p>	30
	6.糖尿病の治療法と生活調整・療養支援Ⅱ	<p>1) 病態に応じた薬剤の選択について理解できる。</p> <p>2) ライフステージ・生活の場に応じた薬物療法について理解できる。</p> <p>3) 薬物療法時の生活調整・療養支援について理解できる。</p>	<p>1) 病態に応じた薬剤の選択</p> <p>2) 経口血糖降下薬</p> <p>3) インスリン以外の注射薬</p> <p>(1) GLP-1 受容体作動薬</p> <p>4) 周手術期・検査・絶食時の薬剤調整</p> <p>5) 透析時の薬剤調整</p> <p>6) 薬物療法時の生活調整への援助</p> <p>7) 在宅療養中の薬剤調整及び療養支援</p> <p>※インスリン療法については専門科目(特定行為研修区分別科目)「血糖コントロールに係る薬剤投与関連」で学習する。</p>	15

教 科 目		教科目のねらい	単元・学習内容 片括弧は単元、両括弧以下は学習内容を示す	時間数
認定看護分野専門科目	7.糖尿病合併症の病期及び併存疾患に応じた生活調整・療養支援	1) 合併症の病期と病態を理解し、患者の生活調整・療養支援、症状マネジメント(慢性下降期を含む)について理解できる。 2) 併存疾患に応じた生活調整・療養支援について理解できる。	1) 糖尿病合併症を有する患者の生活調整・療養支援 (1) 糖尿病網膜症 (2) 糖尿病腎症 (3) 糖尿病神経障害 (4) 大血管障害 2) 併存疾患を有する患者の生活調整・療養支援 (精神疾患、悪性腫瘍など)	30
	8.血糖パターンマネジメント	1) 血糖パターンマネジメントの概念、影響要因、技術について理解し、実践できる。	1) 血糖パターンマネジメントの概念 2) 血糖パターンマネジメントに影響する要因 (1) 食事(カーボカウントの活用を含む) (2) 活動・薬剤など 3) 血糖パターンマネジメントの実際(演習) (1) 患者疑似体験 (2) 事例検討	15
	9.フットケア技術	1) 糖尿病患者へのフットケアの意義について理解できる。 2) 糖尿病患者へのフットケアのための評価方法について理解できる。 3) 糖尿病患者へのフットケア技術について理解し、実践できる。 4) 糖尿病患者の事例検討を通して、フットケアにおけるセルフケア支援について理解できる。 5) 予防的フットケアを実践するためのシステム構築について理解できる。	1) 糖尿病患者におけるフットケアの意義 2) フットケアのためのアセスメント (足病変に対するリスク評価を含む) (1) 足の状態とアセスメント (2) 全身の状態とアセスメント (3) 生活状況とアセスメント (4) セルフケア状況とアセスメント 3) 足病変予防のためのセルフケア支援 4) 事例分析・評価(ケア計画立案) 5) フットケアの実際(演習) 6) フットケアシステムの構築 (1) フットケアシステムにおける認定看護師の役割 (2) 診療報酬 (3) フットケアシステムの評価と今後の課題 7) フットケアに関わるリスクマネジメント	15

教科目(特定行為名)		概要	単 元	時間数	授業形態※3 評価方法※4
特定行為研修区分別科目 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	共通して学ぶべき事項	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 脱水症状に対する輸液による補正	1) 循環動態に関する局所解剖 2) 循環動態に関する主要症候 3) 脱水や低栄養状態に関する主要症候 4) 輸液療法の目的と種類 5) 病態に応じた輸液療法の適応と禁忌 6) 輸液時に必要な検査 7) 輸液療法の計画	22	[授業形態] 講義及び演習実習 [評価方法] 筆記試験 各種実習の観察評価
	特定行為ごとに学ぶべき事項	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	1) 医師の指示の下、手順書により、身体所見(食事摂取量、栄養状態等)及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整を行う。	1) 低栄養状態に関する局所解剖 2) 低栄養状態の原因と病態生理 3) 低栄養状態に関するフィジカルアセスメント 4) 低栄養状態に関する検査 5) 高カロリー輸液の種類と臨床薬理 6) 高カロリー輸液の適応と使用方法 7) 高カロリー輸液の副作用と評価 8) 高カロリー輸液の判断基準(ペーパーシミュレーションを含む) 9) 低栄養状態の判断と高カロリー輸液のリスク(有害事象とその対策等) 10) 高カロリー輸液に関する栄養学	
	特定行為ごとに学ぶべき事項	脱水症状に対する輸液による補正	1) 医師の指示の下、手順書により、身体所見(食事摂取量、皮膚の乾燥の程度、排尿回数、発熱の有無、口渇や倦怠感の程度等)及び検査結果(電解質等)等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、輸液による補正を行う。	1) 脱水症状に関する局所解剖 2) 脱水症状の原因と病態生理 3) 脱水症状に関するフィジカルアセスメント 4) 脱水症状に関する検査 5) 脱水症状に対する輸液による補正に必要な輸液の種類と臨床薬理 6) 脱水症状に対する輸液による補正の適応と使用方法 7) 脱水症状に対する輸液による補正の副作用 8) 脱水症状に対する輸液による補正の判断基準(ペーパーシミュレーションを含む) 9) 脱水症状の程度の判断と輸液による補正のリスク(有害事象とその対策等)	

教科目(特定行為名)		概要	単元	時間数	授業形態※3 評価方法※4
特定行為研修区分別科目 血糖コントロールに係る薬剤投与関連	共通して学ぶべき事項	1) 医師の指示の下、手順書(スライディングスケールは除く)により、身体所見(口渇、冷汗の程度、食事摂取量等)及び検査結果(血糖値等)等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、インスリンの投与量の調整を行うことが出来る。	1) 糖尿病とインスリン療法に関する局所解剖 2) 糖尿病とインスリン療法に関する病態生理 3) 糖尿病とインスリン療法に関するフィジカルアセスメント 4) インスリン療法の目的 5) 糖尿病とインスリン療法に関する検査(インスリン療法の導入基準含む) 6) インスリン製剤の種類と臨床薬理 7) 各種インスリン製剤の適応と使用方法 8) 各種インスリン製剤の副作用 ※学習内容に下記を含む ①持続皮下インスリン注入療法 ②皮下連続式グルコース測定	22	[授業形態] 講義及び演習実習 [評価方法] 筆記試験 各種実習の観察評価
	特定行為として学ぶべき事項		1) 病態に応じたインスリン製剤の調整の判断基準(ペーパーシミュレーションを含む) 2) 病態に応じたインスリン投与量の調整のリスク(有害事象とその対策等) 3) 外来でのインスリン療法と入院の適応 4) インスリン療法に関する患者への説明		

- ※3 「演習」：講義で学んだ内容を基礎として、少人数に分かれて指導者のもとで、議論や発表を行う形式の授業をいうこと。症例検討やペーパーシミュレーション等が含まれること。
- 「実習」：講義や演習で学んだ内容を基礎として、少人数に分かれて指導者のもとで、主に実技を中心に学ぶ形式の授業をいうこと。実習室(学生同士が患者役になるロールプレイや模型・シミュレーターを用いて行う場)や、医療現場(病棟、外来、在宅等)で行われること。ただし、単に医療現場にいてだけでは、実習として認められないこと。
- ・実習においては、病態判断から特定行為実践後までの一連の過程を効果的に学べるよう適切に行うこと。
 - ・患者に対する実技を原則とし、当該指定研修機関が設定した特定行為研修の到達目標が達成されるよう、行為の難度に応じて5例又は10例程度の必要な症例数を指定研修機関において適切に設定すること。なお患者に対する実技を行う実習の前には、ペーパーシミュレーション、ロールプレイ、模擬患者の活用、シミュレーターの利用等のシミュレーションによる学習を行うこと。ただし、これらは実習の症例数には含まないこと。
 - ・患者に対する実技を行う実習の際には、1例目は、指導者が行う行為の見学又は手伝い、2例目からは、指導者の指導監督下で行う。次第に指導監督の程度を軽くしていく(指導者の判断で実施)ことが望ましいこと。
- ※4
- ・全ての区分別科目において筆記試験及び構造化された評価表を用いた観察評価を行うとともに、一部の科目については実技試験(OSCE: Objective Structured Clinical Examination(臨床能力評価試験))を行うものとする。
 - ・実技試験(OSCE)が必要な区分別科目においては、患者に対する実技を行う実習の前に、実技試験(OSCE)を行うこと。
 - ・区分別科目における実習の評価は、構造化された評価表(Direct Observation of Procedural skills(DOPS)等)を用いた観察評価を行うこと。また、構造化された評価表を用いた観察評価では、「指導監督なしで行うことができる」レベルと判定されることが求められること。
 - ・指導者は、特定行為研修における指導に当たっては、受講者にポートフォリオを利用して評価結果を集積し、自己評価、振り返りを促すことが望ましいこと。
 - ・実技試験(OSCE)については、指定研修機関及び実習を行う協力施設以外の医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者を含む体制で行うこと。また筆記試験及び構造化された評価表を用いた観察評価については、指定研修機関及び実習を行う協力施設以外の医師、歯科医師、薬剤師及び看護師その他の医療関係者を含む体制で行うことが望ましいこと。

上記は「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について(令和2年10月30日付け医政発1030第4号厚生労働省医政局通知)より引用。
特定行為研修の詳細については厚生労働省のホームページで確認のこと。

教 科 目		教科目のねらい	単 元	時間数
統 合 演 習	統合演習	1) 臨地実習で関わった事例をケースレポートとして報告できる。	1) 実習での受け持ち患者のケースレポート作成・発表 (文献検索を含む)	15
臨 地 実 習	臨地実習	<p>1) 高い臨床推論力と病態判断力に基づき、糖尿病患者の病期に応じた QOL の維持にむけた援助ができる。</p> <p>2) 身体・心理・社会的側面から患者を包括的に捉え、生涯を見据えた目標を設定し、セルフケア支援ができる。</p> <p>3) 高い臨床推論力と病態判断力に基づき、病状に応じた血糖パターンマネジメント技術や透析予防、フットケア技術が実践できる。</p> <p>4) 糖尿病患者及び家族や重要他者に対して、病状に応じて必要な指導・教育の計画・実施・評価ができる。</p> <p>5) 糖尿病患者・家族の権利を擁護し、自己決定を尊重した看護を実践できる。</p> <p>6) 糖尿病看護の実践を通して役割モデルを示し、看護職への指導を行うことができる。</p> <p>7) 糖尿病看護の分野において看護職等からの相談に対して、コンサルテーションを行うことができる。</p> <p>8) より質の高い医療を推進するため、自施設及び地域の看護職・多職種と協働し、チーム医療のキーパーソンとして役割を果たすことができる。</p>	<p>1) 以下の 3 事例を受け持ち、看護過程を展開する。</p> <p>(1) 受け持ち患者の要件 血糖コントロールを必要とする患者</p> <p>(2) 実習課題及び内容 ①インスリン療法を行っている患者の看護過程 ②糖尿病合併症を有する患者の看護過程 ③発達段階に焦点をあてた看護過程</p> <p>※3 症例のうち 1 症例は、在宅(外来・施設含む)の生活に介入が必要な老年期の症例とする。 ※在宅療養患者への介入や地域の保健福祉施設等への見学実習等を行うことが望ましい。</p> <p>※症例の展開において多職種カンファレンスなどを実施し、多職種と協働する。(多職種の視点の違いやチーム医療・協働について考察することが望ましい)</p> <p>2) 看護職への指導(見学可) 1 件</p> <p>3) 看護職等へのコンサルテーション 1 件</p>	150